

京都市告示第 95 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年4月21日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
山科厨子奥緯 1号線	山科区厨子奥矢倉町6番地の7地先から	旧	メートル 45.70	メートル 2.80 ~ 3.90
	同町6番地の2地先まで	新	45.70	6.00

(建設局土木管理部道路明示課)